

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名		農業協同組合合併助成法			法令番号	昭和 3 6 年法律第 4 8 号	
手続名		合併推進法人の業務改善命令			根拠条項	第 9 条第 2 項	
処分基準	農業協同組合合併助成法						
	(推進法人の業務)						
	第 7 条 推進法人は、当該都道府県の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。						
	1 合併に係る組合が第四条第二項の認定に係る合併経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置として譲渡する固定した債権の取得、管理及び回収を行うこと。						
	2 合併後の組合が第四条第二項の認定に係る合併経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。						
	3 前二号の措置の計画的な実施に関する指導を行うこと。						
	4 合併に係る組合の財務の管理に関する照会及び相談に応ずること。						
	5 組合の財務の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。						
	6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。						
	(監督等)						
	第 9 条 都道府県知事は、第七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。						
	② 都道府県知事は、推進法人が第七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
	③・④ 略						
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次 No.	2 6
	2 弁明の機会の付与						